

(仮訳)

電子商取引共同声明イニシアティブ  
2024年7月26日

以下の2024年7月26日付のコミュニケーションは、電子商取引共同声明イニシアティブの参加国・地域を代表し<sup>1</sup>、共同議長国であるオーストラリア、日本及びシンガポールの要請により回付されている。

我々は、グローバルな電子商取引及びそれが包摂的な貿易及び開発のために生み出す機会の重要性、並びに電子商取引を促進する上で、開かれ、透明性のある、無差別的かつ予見可能な規制環境を推進するためのWTOの重要な役割を認識する。

WTO電子商取引共同声明イニシアティブにおける5年間の交渉を経て、参加国・地域は、新たな段階に到達し、バランスが取れた包摂的な成果を反映する、添付の電子商取引に関する協定に係る安定化したテキストを達成した。この協定は、デジタル貿易に携わる消費者や企業、特に中小企業・小規模企業者に利益をもたらすものである。また、この協定は、参加国・地域間のデジタル変革を支援する上で極めて重要な役割を果たす。

参加国・地域は、交渉の成果をWTOの法的枠組みに統合することを目的に、国内手続を進める。

我々は、履行のための期間、技術支援及び能力構築支援を通じたものを含め、特定されたニーズに対処することにより、開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国が、電子商取引に関する協定を履行することを支援する重要性を再確認する。

国境を越える電子商取引とデジタル技術の進化する性質に留意しつつ、参加国・地域は、このテキストにおいて、デジタル貿易にとって重要ないくつかの論点が扱われていないことを認識する。参加国・地域は、将来の交渉において、これらの論点を含めることにつき議論する。参加国・地域は、将来の交渉において、適用範囲、例外及び紛争解決を含め、添付の協定に対する改正を提案する権利を留保する。

我々は、すべてのWTO加盟国に対して、このイニシアティブを支持し、参加するよう奨励し、また、この文脈において、電子的な取引を促進するために交渉されたルールがもたらす利益につき、WTO加盟国への働きかけを拡大する。

我々は、交渉に参加したいくつかの加盟国が引き続き内部協議や国内手続を実施していることを認識するとともに、参加拡大を目標として、今後数か月間、これらの加盟国と継続的に関与することにコミットする。

別添：電子商取引に関する協定に係る安定化したテキスト

---

<sup>1</sup> 継続中の国内協議及び検討のため、本声明は、ブラジル、コロンビア、エルサルバドル、グアテマラ、インドネシア、パラグアイ、台湾、トルコ、米国を除く、電子商取引共同声明イニシアティブの参加国・地域を代表し、回付される。